



【南九州市住み替え住宅リフォーム補助金】 住宅をリフォームして転居される方へ

※現在居住中の住宅のリフォームは対象になりません。

南九州市では、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、市内建築業者を利用して、市内の住宅の性能向上等のリフォームを行う方に対し補助金を交付しています。

補助金額

補助金額は、下記の表に示す金額の合計となります。

		新築（建売）	中古住宅※1
	補助金額	R8～変更	300,000円
加算額	子育て世帯 ※	R8～変更	こども一人あたり100,000円

※ 子育て世帯：こども（義務教育を修了するまでのこども）を有し、生計を一にする世帯

補助金交付の例

例1：子育て世帯（3人）の方が、リフォーム工事をした場合（リフォーム工事経費250万円）

A 定算額 = 30万円
B 加算額
= 子育て世帯（3人）× 10万円 = 30万円

補助金交付額(A+B) = 60万円

例2：子育て世帯以外の方が、リフォーム工事をした場合（リフォーム工事経費500万円）

A 定算額 = 30万円
B 加算額 = なし

補助金交付額(A+B) = 30万円

申請受付期間は、市内建築業者との工事請負契約日以降、リフォームの施工前までです。

※市外居住者に限り、転入後60日以内も申請可能です。

注意事項（補助金の交付に際して）

- この補助金は、令和5年4月1日以降に、市内建築業者とリフォームの工事請負契約（200万円以上）を締結された方が交付の対象となります。（現に居住する住宅のリフォーム工事は対象になりません。）
- 既に持ち家がある方は、対象になりません。（市外居住者が、市内の住宅をリフォームする場合を除きます。）
- 補助金の交付を受けた後、5年以内に転居された場合は、補助金の返還義務が生じますので、予めご了承ください。
- 自治会への加入と自治会活動への協力をお願いします。
- 住宅の移転補償等の対象となった住宅の代替えとする方は対象になりません。



詳細はこちら

提出書類

交付申請 (申請者→市)

住宅のリフォームの工事請負契約日以降、リフォームの施工前に、「住み替え住宅リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）」に下記の書類を添えて企画課または各支所地域振興係へ提出してください。

(添付書類)

- 工事請負契約書の写し
- リフォームに係る見積書の写し
- リフォーム施工前の状況写真
- 位置図及びリフォーム内容の分かる図面
- 世帯全員の住民票（続柄入り）
- 自治会加入確認書（第2号様式）
- その他市長が必要と認める書類
 - 市税等の収納確認の同意書
 - 固定資産税の課税資料閲覧の同意書

交付決定 (市→申請者)

申請書類を審査し適当と認めた場合、補助金の交付を決定し、「住み替え住宅リフォーム補助金交付決定通知書（第3号様式）」により、申請者に通知します。

完成報告 (申請者→市)

住宅のリフォーム工事が完了した日から30日を経過する日までに、「完成報告書（第6号様式）」に下記の書類を添えて企画課または各支所地域振興係へ提出してください。

(添付書類)

- リフォーム施工前と対比可能な施工後の状況写真
- リフォームに係る工事代金の支払いを証明できる書類の写し
- 世帯全員の住民票（続柄入り）
- 自治会加入確認書（第2号様式）
※加入した自治会長の証明をお願いします。
- その他市長が必要と認める書類
 - 補助金交付要綱に対する誓約書

完成報告 (市→申請者)

内容の審査及び現地調査を行い、適正に実施されたと認めた場合、補助金の額を確定し、「住み替え住宅リフォーム補助金交付確定通知書（第7号様式）」により、申請者に通知します。

入金 (市→申請者)

- 「請求書（第8号様式）」に、口座情報を記入し、企画課または各支所地域振興係へ提出してください。
- 請求書を確認し、指定の口座へ補助金を入金します。